

東日本大震災への対応について

平成23年4月11日
厚生労働省

（1）災害救助法の適用について

（1）災害救助法

- 災害に際して、応急的に、必要な救助を行うもの。

（2）災害救助法の適用

- 宮城県全35市町村、岩手県全34市町村、福島県全59市町村等に災害救助法を適用。
- 岩手県、宮城県、福島県の3県に当面の救助費計301億円を支出。
(決定3/28、交付3/29)

（3）災害救助法の弾力運用

- 被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合でも相当な経費を国庫負担(被災自治体の財政力に応じ、最大9割)。

被災地における医療支援について①

(1) 被災地における医療の現状

- 地震が発生して3週間程度が経過し、求められる医療の内容は災害時の救急医療から慢性疾患対応を中心とするものに変化。

〈宮城県・福島県・岩手県の災害拠点病院の診療体制〉(4月7日11時00分現在)

宮城県 14病院のうち、入院制限なし13病院、外来制限なし 11病院

福島県 8病院のうち、入院制限なし 7病院、外来制限なし 7病院

岩手県 11病院のうち、入院制限なし10病院、外来制限なし 10病院

(2) 医療保険制度による対応

- 氏名、生年月日等を申し出ることで被保険者証なしで医療機関を受診することが可能。
- 被災地にお住まいでお困りの方は、医療機関での窓口負担を免除。(震災後に他の市町村に移った方も同様)

被災地における医療支援について②

(3) 医療スタッフの派遣

- 日本医師会等の関係団体に対し、被災地への医師等の派遣を依頼。124チーム(575人)が活動中。
- 全国の自治体の保健師等の被災地への派遣を調整。132チーム(436人)が活動中。
- 精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」の被災地への派遣の調整。28チーム(142人)が活動中。

(4) 入院患者等の福島県外等への搬送

- 屋内退避指示が出ている福島第一原発20～30km圏内の病院・介護施設等の患者・入居者(約1,700人)について、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を実施。
 - 6病院、約700人の搬送終了(3月21日)、18施設、約980人の搬送終了(3月22日)

被災地における感染症対策について

(1) 感染症予防に係る注意喚起

- 被災者に対して、手洗いの徹底、トイレの衛生管理、発熱者への対応等について留意する旨の注意喚起。
- 被災地での感染症流行防止を含め、健康管理等の留意事項を都道府県に対して、周知を依頼。
- 国立感染症研究所の専門家チームを現地に派遣し、現地の課題等について調査を実施。

(2) 感染症予防に必要医薬品等の確保

- 抗インフルエンザウイルス薬に関し、新型インフルエンザ対策のための都道府県が備蓄している「行政備蓄用タミフル・リレンザ」について、避難所生活をしている被災者のインフルエンザ罹患予防及び治療用として使用できることとした。

※ 岩手県、宮城県、福島県においては、必要数量を管内の保健所に分配済み。

被災地における介護支援について

(1) 介護職員等の被災地への派遣

- 全国の都道府県等に対し、被災地の社会福祉施設等への介護職員を依頼。派遣可能人数は8,203人

<派遣状況> 実績:439人（岩手県127人、宮城県193人、福島県119人）（4月7日現在）

(2) 要援護者の被災地からの受入

- 全国の都道府県に対し、被災地の要援護者の社会福祉施設等への受入れ依頼。

<受入状況> 実績:1,459人（岩手県227人、宮城県941人、福島県291人）（4月7日現在）

このほか福島第一原子力発電所事故に伴う退避者（介護施設等入所者）の受入れ 約1,500人

(3) 介護保険制度による対応

- 氏名、生年月日等を申し出ることで被保険者証なしで介護サービスを利用することが可能。
- 現在、要介護認定を受けていない被保険者も、市町村の判断により介護サービスを受けることが可能。

被災地における子ども達へのケアについて

(1)児童福祉関係職員等の被災地への派遣

- 全国の都道府県等に対し、被災地の避難所や児童相談所等への児童福祉関係職員（保育士、児童福祉司、児童心理司等）の派遣を依頼。派遣可能人数は396人

＜派遣状況＞ 実績：岩手県17人、宮城県33人

(2)要援護児童の被災地からの受入

- 全国の都道府県等に対し、被災地だけではなく広域的な対応も調整できるよう里親や児童福祉施設等への受け入れ依頼。受入可能人数は7,148人

被災地における水道について

(1) 水道における被害状況

- 8県で少なくとも14万戸の断水被害が生じている状況。これまでに復旧した総数は202万戸。

※なお、4月7日の余震により、8日時点で、6県で少なくとも11万戸の追加の断水被害が発生。

(2) 応急給水・復旧への対応

- 給水車の派遣要請に対し、全国413の水道事業者において合計553台を確保。現在244台派遣し、応急給水を実施中。

※宮城県143台、岩手県63台、栃木県7台、茨城県 2台、福島県27台、千葉県2台(合計244台派遣)

- 水道施設の復旧作業を迅速に進めるため、関係者で構成する東日本大震災水道復旧対策特別本部を設置(3/20,3/26,4/5に開催)。

(主な構成団体・機関)

日本水道協会、全日本水道労働組合、全日本自治団体労働組合、厚生労働省 等

- 日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を被災県に担当割りし、断水調査、応急復旧計画の策定等を行う。なお、一部市町村においては、復旧計画を策定し、復旧工事に着手。

被災地における医薬品・物資調達について

(1) 医薬品の搬送

- 避難所に対する医療用医薬品の供給については、各県集積地に搬送し、各県の実情に応じ県薬剤師会等の協力により、避難所に搬入。
- 一般用医薬品については、各県集積地に搬送し、生活物資と併せてなどして避難所へ搬入。

(2) 物資の搬送

- 日本生協連は、被災者支援のための緊急支援物資を配達。被災県の各生協に水・食料・毛布等を約602万点を提供。
- いわて生協、宮城生協などは、被災地で炊き出しなど食事提供。
- 各地の生協は、被災地現地での物資搬送等のためのガソリン31kl、軽油104kl、灯油38klをタンクローリーで提供。

原発事故への対応について①

(1) 健康相談について

- 放射線に関する健康相談について、都道府県等の保健所に対し、相談窓口を設置するよう依頼するとともに、一般人向けQ&Aを周知。

(2) 医療チームの派遣

- 福島県からの要請を受け、被ばく不安解消のためのスクリーニング対応医師等の派遣。9チーム(29人)が活動中。

(3) 入院患者等の福島県外等への搬送

- 屋内退避指示が出ている20~30km圏内の病院・老健施設等の患者・入居者(約1,700人)について、福島県と協力都県間のマッチングを行い、搬送手続を実施。

- 6病院、約700人の搬送終了(3月21日)、18施設、約980人の搬送終了(3月22日)

原発事故への対応について②

(4) 食品中の放射性物質検査

- 原子力安全委員会により示されていた「飲食物の摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については食用に供されることのないよう措置。
- 魚介類から放射性ヨウ素が相当程度検出されたことから、魚介類に対する放射性ヨウ素の暫定規制値を設定。
 - ・検査件数 1269件、規制値超過件数169件(4月10日現在)

<参考>原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限・摂取制限 (原子力災害対策本部長指示)

(4月10日現在)

(1) 出荷制限

【福島県】原乳(一部地域)、非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類、カブ

【茨城県】ホウレンソウ、カキナ、パセリ 【栃木県】ホウレンソウ、カキナ

【千葉県(一部地域)】 ホウレンソウ、シュンギク、チンゲンサイ、サンチュ、パセリ、セルリー

(2) 摂取制限

【福島県】非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類

原発事故への対応について③

(5) 水道水中の放射性物質への対応

- 水道水中の放射性物質の指標等
 - 放射性ヨウ素300Bq/kg(乳児の摂取は100Bq/kg)
 - 放射性セシウム200Bq/kg

を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、水道水の摂取制限及び広報を要請。

(6) 水道水のモニタリング方針

- 福島県を中心に、東北・関東一円において、水道水の検査を継続的かつ定期的に実施。
→ 厚生労働省において調査結果を収集し、公表。
- 摂取制限実施・解除の目安について、直近3日分の検査結果の平均値等に基づき判断するよう明確化。

被災地における年金制度の支援について

(1) 被災地における年金保険料の納付期限の延長・免除等

- 厚生年金保険料の納付期限の延長及び猶予を行うとともに、延長期間中の口座振替を停止する旨の通知を発出。
- 国民年金保険料について、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨の通知を発出。

(2) 企業年金の掛金等の納付期限の延長等

- 厚生年金基金や国民年金基金の掛金等の納付の期限延長及び猶予を行う旨の通知を発出。

(3) 年金相談への対応

- 日本年金機構の年金事務所等の職員による被災地における出張巡回相談の実施。
- 日本年金機構において「被災者専用フリーダイヤル」を開設(平成23年4月11日～)。

御遺体の円滑な埋火葬を図るための対策について

(1) 埋火葬手続の特例措置

○ 円滑な埋火葬を図るため、埋火葬手続の特例措置を講じた(3月14日)。

(特例措置の内容)

- ①死亡届出受理市町村以外の市町村でも埋火葬の許可が可能。
- ②市町村の許可がなくとも、墓地・火葬場の管理者により埋火葬が可能(死亡診断書等の確認が必要)。

(2) 民間事業者の活用推進

○ 被災者の救援等の民生支援に自衛隊が十分取り組めるようにするため、民間事業者の活用を推進。

- ①御遺体の墓地・火葬場までの搬送や墓穴の掘削等について、自治体に対して、民間事業者の活用を要請(民間団体にも協力依頼。3月22日)。
- ②本省職員を現地に派遣し、関係者間の連絡調整や協議を実施(3月25日～)。
- ③関係省庁会議を設置し、情報や課題を共有(4月1日)。

➡ 現在では、自衛隊が御遺体の搬送等を行っている自治体はない。

※埋葬を実施しているすべての自治体(6市町)が民間事業者を活用。

近隣県や関東の都県でも火葬について協力。

避難所における取組について

(1)ワンストップサービス

- 避難所生活を余儀なくされている方々の生活支援に幅広く対応するため、福祉・暮らし・年金の相談、雇用・労働の相談等を、労働局、社会福祉協議会及び年金事務所等の職員が避難所等で共同で行うワンストップサービスを実施。

<実施状況> 避難所15箇所で実施(4月8日現在)

(2)「生活支援ニュース」の配布

- 被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」を発行し、避難所等に配布。

(1) 義援金配分割合決定委員会(日本赤十字社等が設置、厚生労働省が協力)

- 日本赤十字社等に寄せられた、東日本大震災に係る義援金を被災都道県等に配分するため、4月8日に発足。
被災者生活支援特別対策本部からの依頼に基づき、厚生労働省がこれに協力。
- 第1回会合(4月8日)で、第1次の各都道県への配分が決定された。

(第1次配分割合)

死亡・行方不明者	1人当たり	35万円
住宅全壊(焼)	1戸当たり	35万円
住宅半壊(焼)	1戸当たり	18万円
原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯	1世帯当たり	35万円

(2) 今後について

- 今後、被災都道県は速やかに配分委員会を設けて正式決定し、義援金が被災者に配分されることとなるが、事務処理体制、県外避難者への周知、行方不明者確認等の様々な課題があり、各地での体制づくりと関係府省の協力も必要。

東日本大震災における緊急の雇用労働対策について

雇用保険（震災被害者への失業手当の特例支給）

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても失業手当を受給できる特例を実施（休業）
- 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業手当を受給できる特例を実施（離職）
- 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きを可能とした。
- 厚労省の地震関連情報のHPで周知しているほか、岩手、宮城、福島等の労働局でも周知（岩手、宮城、福島労働局における相談件数：約5,200件（4月7日現在））

職業紹介

- 就職活動を開始する被災者が増えてくると考えられることから、ハローワークが全国ネットワークを活用し、次のような職業紹介を実施
 - (1) 被災者ニーズの把握～避難所等におけるアンケート等により就職ニーズを把握
 - (2) 出張相談の実施～ハローワークから避難所等へ出向き、多様な就業形態（※）に関する職業相談、雇用保険の手続きの相談等、労働相談、メンタルヘルス相談等を実施
※ 即時就労可能な求人、社宅付き求人、出稼求人、シルバー人材センター等
 - (3) 広域職業紹介の実施～全国の求人情報が検索できるシステムによる広域的な職業紹介の実施。職業転換給付制度（「広域求職活動費（面接旅費）」「移転費（転居費）」の支給）の活用
 - (4) 被災者の雇い入れを行う求人の確保～全国のハローワークにおいて寮・社宅付き求人を確保
 - (5) 東北の被災者のため、大都市圏等において合同求人面接会を開催
- 民間の職業紹介会社等が、避難所等での被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるよう要件を緩和

雇用調整助成金

- 雇用調整助成金の活用促進に向けたQ&Aを作成するとともに、活用事例を休業時の賃金等の扱いと併せて事業主に周知
- 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、の9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主について、以下の①から③の特例を設ける。また、これらの地域に所在する事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所や、計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所についても以下の①、②の特例を適用。

【特例の内容】

- ① 事業活動縮小の確認期間の短縮(3か月 → 1か月)
- ② 生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能に
- ③ 計画届の事後提出を可能にするとともに、3月11日まで遡及して助成
- 申請関係書類の提出が困難な事業主には申立書等による代替を認めるなどできる限り手続きの簡素化を図る。
- 関係省庁並びに災害救助法適用地域及び計画停電実施地域の事業主団体に対して、雇用調整助成金の活用促進についての周知を依頼
- 震災に係る雇用調整助成金関係の相談件数（3月18日現在）

約3,800件（うち5県の災害救助法適用地域の事業主からの相談件数 約1,000件）

地元優先雇用への取り組み

地元の被災した方々の雇用を確保するため、

- 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を推進する（地方公共団体についても同様の取組を求める）
- 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
- 重点分野雇用創造事業の「震災対応分野」として行う事業については、被災した方々を雇用

被災した離職者を対象とした雇入れ助成金の創設

○特定求職者雇用開発助成金

被災した離職者を対象にした雇入れ助成金（特定求職者雇用開発助成金（大企業50万円、中小企業90万円））によりインセンティブを付与して地元の方を紹介する。（補正予算成立後に実施）

○実習型雇用支援事業

被災地の企業において、被災地に居住するフリーターなどの求職者及び被災地の事業所を離職した求職者を雇用する場合、トライアル雇用である本事業の対象とし、地元での雇用を促進する。（試行雇用1人につき月額10万円（最大6ヶ月）、その後正規雇用化した場合は6ヶ月ごとに50万円（2回））

雇用創出事業

- 東日本大震災により仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業（重点分野雇用創造事業、緊急雇用創出事業）の要件緩和を実施

（4月5日より）

◆ 重点分野雇用創造事業

- 対象分野に「震災対応分野」を追加するとともに、雇用期間の複数回更新を可能とする。

- 都道府県又は市町村の臨時職員等として雇用し、以下のような事業を実施することが可能。
(企業、NPO等への委託による実施も可能。)

- ・ 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
- ・ 避難所での子どもの一時預かり、高齢者宅の片付け支援を行う事業
- ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

◆ 緊急雇用創出事業

- 雇用期間の複数回更新を可能とする。

〈岩手県〉

義援金の受付、支援物資の仕分け、自宅にいる被災者の現況確認のための臨時職員の雇用などに活用することとし、4月7日付けで59人の求人をハローワークに登録

※ 災害救助法において全域が対象となっている3県への交付状況（重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業）

※ 残額：交付額から22年度までの見込み額を差し引いた額

・ 岩手県：交付額：138.2億円 残額：51.4億円

・ 宮城県：交付額：156.0億円 残額：59.5億円

・ 福島県：交付額：187.7億円 残額：81.9億円

・ 全国：交付額：8,000億円 残額：3621.4億円

新卒者

- 内定取消しを防止するため、新入社員を当面の間、休業させる場合の雇用調整助成金の適用（「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件の適用除外を活用）
- 厚生労働大臣及び文部科学大臣から、以下の内容について主要経済団体等（258団体）に要請（3月22日）
 - ・採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるよう、また、予定期日に入社できるよう努力すること
 - ・被災地の学生の入社時期やエントリーシートの提出締切等について柔軟に対応すること
 - ・震災により採用内定取消しにあった学生の採用に協力すること（求人提出など）

さらに、民間就職情報サイトへも東北地方の内定取消しにあった学生を積極採用する事業所の特集などを組むこと等について要請（3月22日）
- 全国の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、採用内定取消しなどを受けた方等への相談や就職支援を実施。（3月28日）
- ハローワーク紹介により、「被災地」の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金について、支給金額の拡充・要件緩和を実施。（4月6日）
 - ・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」：被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、トライアル雇用後の正規雇用で雇い入れに対する奨励金額を50万円から60万円に拡充。
 - ・「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」：被災地に居住する3年以内未就職既卒者が対象の場合は、100万円（1事業所1人限り）を120万円（1事業所10人限り）に拡充・緩和。
- 被災した学生を受け入れる求人の確保・ジョブサポーターによるマンツーマン支援や広域職業紹介を実施。

(1) 被災地におけるマッチング機能強化

○「日本はひとつ」しごと協議会の創設

都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置。

そして、

- ・復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- ・被災した方々、被災地の企業、資財の優先的な雇用・活用
- ・復旧事業の求人のハローワークへの提出

を地域レベルで合意し、推進していく。

○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・様々な機関とのネットワークの構築
- ・農林漁業者、自営業者に対する支援
- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施

○被災地域の就労支援等

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
- ・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘

(2) 被災地以外におけるマッチング機能強化

- ・住居の確保・地元生活情報の提供
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

1. 基本的対処方針

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
 - ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくこと
- などにより、被災した方々のしごと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく。

2. 当面の緊急総合対策

復旧事業等による確実な雇用創出

○復旧事業の推進

- ・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設
被災住宅の補修・再建

○重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

- ・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加
- ・雇用期間の1年の制限を廃止

○地元優先雇用への取組

- ・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進
- ・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請
- ・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

被災した方々としごととのマッチング体制の構築

(1) 被災地におけるマッチング機能強化

- 「日本はひとつ」しごと協議会の創設
都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置

○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

- ・避難所へのきめ細かな出張相談
- ・農林漁業者、自営業者に対する支援
- ・職業訓練の機動的な拡充・実施

○被災地域の就労支援等

- ・被災者向けの合同企業説明会の開催
- ・業界団体等に要請し、被災者の受け入れに積極的な企業を発掘

(2) 被災地以外におけるマッチング機能強化

- ・住居の確保・地元生活情報の提供
- ・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

被災した方々の雇用の維持・確保

○雇用調整助成金の拡充

- ・5県の特例をさらに必要な地域に拡大
- ・被災地の事業所との取引関係が緊密な被災地外の事業所・計画停電の影響を受けた事業所に新たな特例措置

○中小企業者等の経営再建支援

○新卒者の内定取消しの防止等

- ・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施
- ・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援
- ・重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用
- ・被災地域の新卒者等を雇用する企業の発掘・公表

○解雇・雇止め・派遣切りへの対応

3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

雇用促進住宅

○ 雇用促進住宅の活用状況等（4月7日現在（速報値））

雇用促進住宅利用可能戸数

	利用可能戸数	確保済戸数	入居決定戸数
岩手県	2,334(241)	367	109
宮城県	687(46)	283	45
福島県	574(35)	999	265
3県以外の 都道府県	35,892(12,792)	2,266	816
全国計	39,487(13,114)	3,915	1,235

(注1) () 内は即時入居可能な戸数。それ以外は入居までに、原則2~3週間程度、修繕が必要となる。

(注2) 公営住宅等の延べ提供可能戸数は、公営住宅等：20,033戸、UR賃貸住宅：2,585戸、国家公務員宿舎等：9,521戸となっている（国土交通省住宅局（4月4日時点））。

(注3) 確保済戸数：市町村災害対策本部等によって確保されている戸数
(利用可能戸数には含まれない)



管理事務所で入居手続の説明を受ける被災者



福島から千葉の住宅に避難した家族

○ 被災された方々に対する雇用促進住宅の提供の取組

緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、

(独)雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請

福島第一原子力発電所周辺の自主避難を含む避難者に対する支援については、その事情を十分考慮して対応するよう同機構に要請

雇用促進住宅の一時入居先としての提供期限について、原則、平成23年9月末日までとしていたが、被災者が希望する場合には6か月ごとに最長2年（平成25年3月末日）まで更新可能とした。

○ 家賃、敷金は無料。

○ 引き続き、被災した地域においては、使用できる住宅の被災者の受入手続きを進めるとともにライフライン等の壊れた住戸についても、修繕等の実施により復旧に努力。

派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保

- 震災等の影響により、いわゆる「派遣切り」のおそれがある派遣労働者、解雇や雇止めのおそれがある有期契約労働者及びパートタイム労働者について、事業主が雇用の安定とその保護を図るために最大限の配慮をしていただけるよう、厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して要請（3月28日、3月30日）。
- 被災された派遣労働者や求職者と人材を必要とする企業との迅速なマッチングに向けて、様々な広域的なネットワークも活用しながら積極的な取り組みをいただくよう大臣により人材ビジネス事業者団体に要請書を手交。（4月8日）
- 派遣労働に関する労働者、派遣会社・派遣先からの相談には、ハローワークの「震災特別相談窓口」で対応。各都道府県労働局へその旨を周知するリーフレットを送付し、派遣労働者等へ周知するよう指示。
- 労働者派遣事業適正運営協力員（労使に委嘱）に対して派遣元・派遣先事業所における「派遣切り」防止のための相談等を依頼するよう指示。

緊急相談窓口の開設

- 地震に伴う休業時の賃金、派遣労働者の雇用管理、解雇などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成（第2版を作成済。今後隨時更新）し、被災地域及び計画停電の対象となる地域の事業主団体に、雇調金の活用と併せて周知
- 被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に的確に対応するため、緊急相談窓口を開設
- 全国のハローワークに「特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応。
新卒応援ハローワークでは採用内定取消などを受けた学生・生徒などの相談に対応
(学生等震災特別相談窓口の設置)

未払賃金の支給

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする弾力的な取扱いを実施
 - (1) 労災保険給付請求に関して、事業主証明や療養担当の医師証明なしでも請求可能とした。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
 - (2) 労災保険の療養の給付の請求について、任意な様式でも可とした。
- 労災保険給付の請求に関して、被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこと等について労働局に指示し、以下の柔軟な取組等を実施
 - (1) 管轄外を含めた全ての労働局又は労働基準監督署で労災診療や休業補償の請求の受付を可能とした。
 - (2) 労災認定のための事務処理について、関係資料を喪失した際に代替資料でも可能とした。
- 震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱いのQ & Aを作成し、被災者やそのご遺族に、労災保険の考え方をわかりやすく紹介

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等
 - ・ 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を、申請など特段の手続の必要なく延長
 - ・ 納付期限の延長の対象地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合は、事業主からの申請に基づいて、個別に労働保険料の納付を猶予

中小企業退職金共済制度の特例措置

- 中小企業退職金共済制度について、掛金納付期限の延長手続の簡素化、掛金後納による割増金の免除や退職金請求手続の簡素化等を実施
- (独)雇用・能力開発機構が行う勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対しては、最長3年間償還元金の返済を猶予（返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ）する等の特例措置を実施

健康相談窓口

- 産業保健推進センター、地域産業保健センター等で、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を受付
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)に被災された方個人やその家族、支援者の方向けの特設ページを設置

復旧工事における労働災害対策

- 建築物等の解体、改修工事、がれき処理における対策や应急仮設住宅建築における対策等、喫緊に予定される災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、粉じん障害防止のため、防じん用のマスクを配布。

職業訓練の機動的な拡充・実施

- 訓練定員の拡充や被災者向けの特別コースの設定など、被災地や被災者の受入先等における公的な職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するとともに、ハローワークによる効果的なマッチングを図る。

雇用保険を受給できない方への訓練期間中の生活支援

- 基金訓練（訓練・生活支援給付の支給）
被災により、緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）の受講が困難となった場合でも、受講期間中の生活支援である訓練・生活支援給付を支給する。
- 訓練手当の支給
被災により、離職を余儀なくされたり、内定を取り消された方が、公共職業訓練を受講する場合に、受講期間中の生活支援である訓練手当を支給する。

職業訓練等に関する相談への対応

- （独）雇用・能力開発機構の青森、岩手、宮城、福島及び茨城センターに、職業訓練受講者や事業主等からの職業訓練や助成金の取扱い等の相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置。